（平成三十年改正法施行日の前日において合算期間が二十年未満である者に係る特例一時金の額の算定方法の特例）

第十五条　平成三十年改正法施行日の前日において合算期間が二十年未満である次に掲げる者であって、平成十三年統合法施行日から平成三十年改正法施行日の前日までの間において厚生年金保険の被保険者の資格を喪失していないもの（同日に旧農林漁業団体等を退職した者を除く。）に係る平成十三年統合法附則第三十条第二項の規定の適用については、その者は、合算期間が二十年以上である者とみなす。

一　平成十三年統合法附則第四条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者

二　合併後資格取得者

（厚生年金保険の被保険者の資格を喪失していない特例一時金受給権者に係る特例一時金の額の算定方法の特例）

第十六条　特例一時金受給権者（特例退職共済年金、特例退職年金、特例減額退職年金、特例通算退職年金又は特例老齢農林年金に係る特例一時金を受ける権利を有するものに限る。）であって、平成三十年改正法施行日の前日において厚生年金保険の被保険者の資格を喪失していないものに係る平成十三年統合法附則第三十条第二項の規定の適用については、その者は、同日に当該資格を喪失したものとみなす。

（削る）

（削る）

（特例遺族共済年金に関する胎児出生の届出）

第二十一条　特例遺族共済年金の受給権者は、平成十三年統合法附則第三十七条第四項に規定する胎児が出生したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を存続組合に提出しなければならない。

一　特例遺族共済年金の受給権者の住所、氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

二　特例遺族共済年金の年金証書番号

三　その子の氏名及び生年月日

2　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　その子の戸籍抄本

二　その子が障害等級の一級又は二級の障害の状態にあるときは、その障害の状態に関する診断書

（障害による特例遺族共済年金の停止の解除の請求）

第二十二条　平成十三年統合法附則第三十七条第六項において準用する廃止前農林共済法第四十九条第一項ただし書の規定により特例遺族共済年金の停止の解除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書に障害の状態に関する診断書を添え、これを存続組合に提出しなければならない。

一　特例遺族共済年金の受給権者の氏名、生年月日及び基礎年金番号

二　特例遺族共済年金の年金証書番号

三　特例遺族共済年金の受給権者の障害の状態

（特例遺族共済一時金の支給を受けた者が障害の状態になった場合の届出）

第二十二条の二　特例年金政令第二十五条の二第六項の規定により特例遺族共済年金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した届書に障害の状態に関する診断書を添え、これを存続組合に提出しなければならない。

一　特例遺族共済年金の受給権者の住所、氏名、生年月日及び基礎年金番号

二　特例遺族共済年金の年金証書番号

三　特例遺族共済年金の受給権者の障害の状態

四　払渡機関の名称及び所在地並びに預貯金の口座番号

（特例遺族共済年金の転給の請求）

第二十三条　特例遺族共済年金の受給権者が一年以上所在不明である場合において、平成十三年統合法附則第三十七条第六項において準用する廃止前農林共済法第五十条第一項の規定により所在不明である者の特例遺族共済年金の支給の停止を申請し、同条第二項の規定によりその支給を請求しようとする同順位者若しくは次順位者又は平成十三年統合法附則第三十七条第六項において準用する廃止前農林共済法第五十二条前段の規定により特例遺族共済年金を受ける権利を失った者がある場合において、平成十三年統合法附則第二十五条第五項において準用する廃止前農林共済法第二十七条の規定の適用により支給を受けるべき特例遺族共済年金の変更を請求しようとする同順位者若しくは平成十三年統合法附則第三十七条第六項において準用する廃止前農林共済法第五十二条後段の規定により遺族の転給を請求しようとする次順位者は、次に掲げる事項を記載した請求書を存続組合に提出しなければならない。

一　請求者の氏名、生年月日及び基礎年金番号並びに旧農林共済組合の組合員であった者との続柄